

生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業 貸付け条件等一覧表

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯
1 総合支援資金	(1)生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (貸付期間)12ヶ月以内	二人以上世帯 月額 200,000 円以内 単身世帯 月額 150,000 円以内	(連帯保証人有り)無利子 (連帯保証人無し)年 1.5%	最終貸付の日 から6ヶ月以内	生活困窮者 * 下記参照
	(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために 必要な費用 ① 敷金、礼金等 ② 入居に関して当初の支払いを要する 賃料、公益費、管理費 ③ 不動産仲介手数料 ④ 火災保険料 ⑤ 入居保証料	400,000 円以内		貸付の日から 6ヶ月以内	
	(3)一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活 費で賄うことが困難である費用 ① 失業等による場合に、新たに就業する ための必要な支度費、技能習得費等 ② 現に居住している住宅の家賃が高い 等生活を立て直すために転居が必要 な場合に、転居費用、家具什器費等 ③ 住宅手当を併せて申請している場合 に、家具什器費等 ④ 公共料金等を滞納している場合であ って、滞納している料金を支払わな ければ日常生活を営むのに著しい困難 が生じる場合(住居の退去を求められ る、電気・ガス・水道が止められる等) に、滞納分の支払いに必要な経費 ⑤ 過大な負債を負っている場合に、裁判 所への予納金等を債務整理するた めに必要な経費(なお、債務整理のた めの借り換え資金は除く。また債務整理 のための弁護士等費用については、法 テラスによる支援を受けられる場合 には、法テラスの支援が優先する。)	600,000 円以内		貸付の日から 6ヶ月以内	

* 総合支援資金の貸付対象要件

- ① 失業者等、日常生活全般に困難を抱えていること。
- ② 生活の立て直しのために継続的な相談支援(勤労支援、家計指導等)を必要としていること。
- ③ 生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であること。
- ④ 次のいずれの条件にも該当する世帯であること。
 - ア 低所得者世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
 - イ 借入申込者の本人確認が可能であること。
 - ウ 現に住居を有していること、又は「住宅手当緊急特別事業」における「住宅手当」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
 - エ 大分県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会等関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
 - オ 大分県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会等関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営むことが見込まれ、償還を見込めること。
 - カ 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず生活費を賄うことができないこと。